

広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業 基本協定書（案）

広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、広島市（以下「甲」という。）と●グループの構成員（第3条において定義し、以下、個別に又は総称して「乙」という。）と本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。

前文

甲は、広島市安佐北区安佐町大字小河内5 1 3 5番地他に所在する青少年野外活動センター・こども村に係る施設を更新し、広島市安佐自然体験交流センターを整備し、これを運営することとした。甲は、本事業に関し、施設更新に係る基本計画（「青少年野外活動センター・こども村及び三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンターの更新に係る基本計画（令和6年3月）」）に基づき、施設の安全性や利便性を向上させるとともに、より幅広い年齢層の市民や広島広域都市圏市町を含めた広域からのこども・若者などの利用を促進し利用者数の増加が図れるよう、民間活力を導入した事業手法（DBO方式）により実施することとした。

甲は、総合評価一般競争入札方式により事業者の募集を実施し、●グループを落札者として決定した。

甲と乙は、かかる経緯のもと、次のとおり本事業に関する基本的な事項について基本協定を締結し、本事業の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力するとともに本事業の円滑な遂行に努めるものとする。

（目的及び解釈）

第1条 基本協定は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 甲は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、本事業が公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

（用語の定義）

第3条 基本協定において使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本選定手続」とは、本事業に関して実施された総合評価一般競争入札方式による民間事業者の選定手続をいう。
- (2) 「入札説明書等」とは、本事業の実施に関して甲が作成し、令和8年7月1日に公表した入札説明書並びに入札説明書と合わせて公表した資料のうち、要求水準書、落札者決定基準、指定管理者候補者応募要領、指定管理業務仕様書及び様式集（いずれも公表後の変更を含む。）をいう。
- (3) 「提示条件」とは、本選定手続において、甲が提示した一切の条件をいう。
- (4) 「提案書類」とは、本事業の実施に関して、乙が甲に提出した事業提案書、甲からの事業提案書に関する質問に対する受注者の回答書その他乙がこの契約締結までに提出した乙の提案内容を補完する趣旨の一切の書類のうち甲がその内容について認めたものをいう。
- (5) 「設計業務」とは、入札説明書等に定める設計業務をいう。
- (6) 「建設業務」とは、入札説明書等に定める建設業務をいう。
- (7) 「工事監理業務」とは、入札説明書等に定める工事監理業務をいう。
- (8) 「開業準備業務」とは、入札説明書等に定める開業準備業務をいう。
- (9) 「維持管理業務」とは、入札説明書等に定める維持管理業務をいう。
- (10) 「運営業務」とは、入札説明書等に定める運営業務をいう。
- (11) 「代表企業」とは、●グループを代表する●をいう。
- (12) 「●グループの構成員」とは、設計企業である●、建設企業である●、工事監理企業である●、運営企業である●をいう。

（事業の概要等）

第4条 本事業は、入札説明書等の所定の業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。

- 2 本事業の日程（以下「事業日程」という。）については、入札説明書等及び提案書類に定めるとおりとする。なお、具体的な事業日程は、本事業に係る設計・建設等請負工事契約書及び指定管理業務に関する基本協定書（以下、総称して「事業契約書」という。）に定める。
- 3 乙は、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本事業を履行しなければならない。

（役割分担）

第5条 本事業の実施において、乙は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- (1) 設計業務は、設計企業である●がこれを行う。
- (2) 建設工事業務は、建設企業である●がこれを行う。

- (3) 工事監理業務は、工事監理企業である●がこれを行う。
 - (4) 開業準備業務、維持管理業務及び運営業務は、運営企業である●がこれを行う。
- 2 乙は、各業務を円滑に実施するため、本事業の事業期間にわたり相互に連携・協力しなければならない。

(代表企業の役割)

第6条 代表企業は、基本協定書及び提案書類に基づき、●グループの構成員をして、各構成員が受託し又は請け負った業務を法令等並びに入札説明書等及び提案書類に従って誠実に履行させる義務を負うとともに、本事業の事業期間にわたり事業を適正かつ確実に遂行できるような仕組みを構築し、当該仕組みを維持・更新するために必要な措置をとる役割及び義務を負うものとする。

(当事者が締結すべき契約等)

- 第7条 甲、設計企業、建設企業及び工事監理企業は、基本協定締結後速やかに、入札説明書等に基づき、設計・建設等請負工事契約書を締結する。なお、設計・建設等請負工事契約は、広島市議会において議決を得られたときに本契約の効力が発生する仮契約として締結する。
- 2 甲と運営企業は、基本協定締結後速やかに、入札説明書等に基づき、指定管理業務に関する基本協定書を締結する。なお、指定管理業務に関する基本協定書は、広島市議会において議決を得られることを停止条件とする仮協定として締結する。
- 3 甲及び乙は、事業契約書の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。乙は、提示条件を遵守のうえ、提案書類を提出したものであることを確認する。また、乙は、事業契約書締結のための協議にあたっては、本選定手続にかかる広島市公共施設整備等事業者選定審議会（広島市安佐自然体験交流センター整備・運営事業者選定部会）及び甲の要望事項を尊重する。
- 4 乙は、第1項及び第2項の広島市議会における議決を得られた後、速やかに本事業を実施するに当たって甲との一元的な連絡窓口となる統括責任者を配置して甲に通知するとともに、統括責任者を通じて本事業全体に関する事業計画書を提出するものとする。

(事業契約書の不締結)

第8条 乙のいずれかが、事業契約書の締結までに、次の各号のいずれかに該当したときは、甲は事業契約書を締結しないことができる。ただし、第1号から第3号のいずれかに該当した場合であっても、事業契約書の締結までに、当該納付命令又は排除措置命令につき行政事件訴訟法に定義する取消訴訟が提起され、当該命令の取消が確定した場合には、この限りではないこととし、当該命令の取消が確定していない場合には、甲及び乙の間で、事業契約書の締結につき協議を行うこととする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「構成員等」という。）に対して行われたときは、構成員等に対する命令で確定したものをいい、構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本事業の入札に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成員等又は協力企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙のいずれか、又はそれらの役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 役員等（役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの（構成員とみなされる場合を含む。）。以下「暴力団構成員等」という。）であるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (7) 暴力団又は暴力団構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
- (8) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (9) 暴力団構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
- (10) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を

図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用したとき、又は暴力団又は暴力団構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。

- (11) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (12) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第5号から第11号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (13) 第5号から第11号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第12号に該当する場合を除く。)に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかったとき。
- 2 乙のいずれかが、本事業の入札に関して、前項第1号から第4号のいずれかに該当したとき(ただし、前項第1号から第3号のいずれかに該当した場合であっても、当該納付命令又は排除措置命令につき行政事件訴訟法に定義する取消訴訟が提起され、当該命令の取消が確定した場合を除く。)は、乙は、甲に対し、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の2に相当する金額を違約金として連帯して支払うものとする。
 - 3 事業契約書の締結前において、乙のいずれかが、第1項第5号から第13号のいずれかに該当したときは、乙は、甲に対し、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の1に相当する金額を違約金として連帯して支払うものとする。
 - 4 第1項各号の場合を除き、乙のいずれかの責めに帰すべき事由により事業契約書の締結に至らなかった場合、乙は、甲に対し、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した金額の10分の1に相当する金額を違約金として連帯して支払うものとする。
 - 5 前3項の規定は、甲に生じた実際の損害額がこれら各項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超える分について、乙のいずれか又はその全員に対し賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 6 本条各項の定めは、基本協定、事業契約その他において、別途、各構成員及び各協力企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。

(事業契約締結不調の場合における処理)

第9条 甲及び乙は、事業契約書が締結に至らなかった場合には、前条第2項から第4項に規定する違約金を除き、相互に債権債務関係が生じないこととし、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用については、各自の負担とすることを確認する。

- 2 事業契約書の締結に至らなかった場合、乙は、公表済みの書類を除き、本事業に対して甲から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、乙は、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文面、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、乙は、返却した

資料等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を甲に提出する。

(規定の適用関係)

第10条 本事業実施に係る権利義務について、基本協定、事業契約書、入札説明書等及び提案書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本協定、事業契約書、入札説明書、要求水準書、指定管理者候補者応募要領、指定管理業務仕様書、落札者決定基準、様式集、提案書類の順に優先して適用されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、入札説明書等、基本協定及び事業契約書と提案書類の記載内容に差異がある場合は、提案書類に記載された提案内容が入札説明書等、基本協定及び事業契約書に記載された水準を上回るときに限り、提案書類に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が要求水準になるものとする。

(基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第11条 甲及び乙は、他の当事者の承諾なく基本協定上の権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行等)

第12条 甲及び乙は、基本協定上の義務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第13条 甲及び乙は、基本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして、これを第三者に開示しないこと、並びに基本協定及び事業契約の履行以外の目的で使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本協定の有効期間)

第14条 基本協定の有効期間は、基本協定の締結の日から指定管理業務に関する基本協定書の終了の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、設計・建設等請負工事契約書又は指定管理業務に関する基本協定書のいずれかが解除された場合、基本協定を解除することができるものとする。

(解除条件)

第15条 基本協定は、事業契約書について広島市議会における議決を得られなかったときは、その効力を失う。この場合において、甲及び乙は、相手方に対し何らの責任を負わ

ない。

(管轄裁判所)

第16条 甲及び乙は、基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、広島地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法及び解釈)

第17条 基本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 基本協定書、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

3 基本協定の変更は、書面で行うものとする。

(補則)

第18条 基本協定に定めのない事項については、法令（広島市の契約関係例規を含む。）の定めによるもののほか、必要に応じて甲及び乙が協議して定める。

(以下余白)

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び代表企業が各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

乙 (代表企業)

●
●
代表取締役 ●

●
●
代表取締役 ●

●
●
代表取締役 ●